

**組織名** 農林水産省 近畿中国森林管理局

**組織情報**

所在地 (代表組織)	大阪市北区天満橋1丁目8番75号	
サイトアドレス	<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/">http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/</a>	
連絡先	電話	06-6881-3500
	FAX	06-6881-3564

**組織概要**

管轄・組織体制など

近畿中国森林管理局は、大阪市にある林野庁の地方支分部局で、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県を管轄区域とし、国有林野31万ha、官行造林地3万haを管理経営しています。全国の国有林は、全森林面積の約31%を占めていますが、管内の森林面積に占める国有林の割合は、6%と小面積で分散しています。



- ～ 出先機関 ～
- 石川森林管理署
  - 福井森林管理署
  - 三重森林管理署
  - 滋賀森林管理署
  - 京都大阪森林管理事務所
  - 兵庫森林管理署
  - 奈良森林管理事務所
  - 和歌山森林管理署
  - 鳥取森林管理署
  - 島根森林管理署
  - 岡山森林管理署
  - 広島北部森林管理署
  - 広島森林管理署
  - 山口森林管理事務所

所掌事務・担当業務

近畿中国森林管理局の内部組織として、企画調整室、総務部、計画部、森林整備部の1室3部に、1室、9課、2センターが置かれ、各業務を担当しています。この業務を分掌させるために、森林管理署(11)、森林管理事務所(3)が設置されています。なお、職員は平成24年5月1日現在で、451名(定員内439、定員外12)が在職し、業務を遂行しています。

**企画調整室**

■国有林野事業に関する企画、災害対策に関する総合調整、外部からの検査・監査、事業評価など

**総務課**

■情報公開窓口、広報、HP、文書の受付・発送、職員の人事・研修など

**職員厚生課**

■職員の給与、安全、福利厚生、共済組合など

**経理課**

■会計・経理、物品・役務の調達、入札・契約、物品の管理、庁舎の管理など

**計画課**

■管内国有林の森林計画作成、国有林野の境界確定など

**指導普及課**

■森林・林業に関する知識の普及、森林環境教育の支援、技術の開発・普及・指導など

**箕面森林環境保全 ふれあいセンター**

■NPO・ボランティア等の連携、森林環境教育活動支援、自然再生推進など

**国有林野管理課**

■国有林野の管理、レクリエーションの森、分収育林など

**森林技術センター**

■技術の開発・指導・普及など

**森林整備課**

■国有林野の森林整備及び林道の開発・管理、森林病虫害の駆除・予防など

**販売課**

■国有林野の林産物の収穫・生産・販売など

**治山課**

■保安林、治山事業など

組織名 農林水産省 近畿中国森林管理局

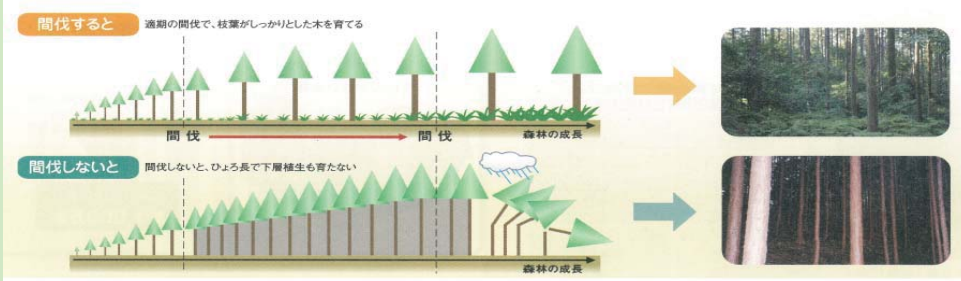
防災に関する取組など

平時の対応

防災機能の高い、多様で質の高い森林の整備とともに、山地災害危険地等における治山施設の整備を行っています。

災害に強い森林づくり

森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくために、森林を適切に整備・保全することが必要であり、適時適切な間伐の実施や長伐期化、針広混交林化による災害に強い森林づくりに取り組んでいます。



予防治山

安全で安心できる暮らしを確保することを目的に、治山事業により、山くずれの予防や落石防止等に取り組んでいます。



(写真は兵庫県たつの市 鶏籠山国有林における、人家に近接した箇所の予防治山実施状況)

災害発生時の対応

被害を受けた事業施設等の被害状況を速やかに、かつ、的確に把握し、その対策の樹立と迅速な復旧事業を行います。

①被害状況の把握

ヘリコプター等により各森林管理署管内で発生した災害による被害状況に関する情報収集(人的被害、森林被害、施設被害など)を行います。大規模な山地災害が発生した場合、状況に応じて「山地災害対策緊急展開チーム」による応援派遣を実施します。



(ヘリコプターによる合同調査の様子)



(山地災害緊急展開チームによる調査の様子)

②関係施設の応急復旧と二次災害の防止

応急的な復旧と二次災害の未然防止に取り組みます。

③被災自治体への職員の派遣

被害に関する情報収集や、食料・物資の充足状況に関する情報を収集するため、状況に応じて職員を派遣します。

④災害復旧用材の供給

被災地等から災害復旧用材の支援に関する要請を受け復旧用木材の供給に対応します。

災害復旧

災害により被害を受けた事業施設等の復旧を行います。

復旧治山

集中豪雨等により発生した山腹崩壊地や、異常な出水による侵食等により不安定土砂が堆積をしている溪流などの荒廃山地において、災害の防止・軽減を図るために山腹工や治山ダム工により整備します。

災害関連緊急治山事業

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地やなだれ発生地において、時期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、流木の流出により被害を与える恐れがある箇所について、災害発生年度に緊急に復旧整備を行います。



昨年の台風12号による被害箇所の復旧を推進します。(写真は左から十津川村五百瀬、十津川村折立、天川村坪内の被害箇所)